

土 壌 関 係

○ 土壌汚染対策法第6条第1項第1号の規定に基づく区域の指定基準

(施行規則別表第3(第9条第1項第2号関係)、第4(第31条第1項関係)、第5(第31条第2項関係))

特 定 有 害 物 質		土壌含有量基準 (別表第5)	土壌溶出量基準 (別表第4)	第2溶出量基準 (別表第3)
四塩化炭素	第1種特定有機化合物 (揮発性)		0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
クロロエチレン			0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン			0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン			0.1mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン			0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン			0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
テトラクロロエチレン			0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン			1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
トリクロロエチレン			0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
ベンゼン			0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	第2種特定有害物質 (重金属等)	45mg/kg 以下	0.003mg/L 以下	0.09mg/L 以下
六価クロム化合物		250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下
シアン化合物		遊離シアンとして 50mg/kg 以下	検出されないこと	1 mg/L 以下
水銀及びその化合物		15mg/kg 以下	0.0005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
鉛及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
砒素及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
ふっ素及びその化合物		4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下
ほう素及びその化合物		4,000mg/kg 以下	1 mg/L 以下	30mg/L 以下
シマジン	第3種特定有害物質 (農薬等)		0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下
チウラム			0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
チオベンカルブ			0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
P C B			検出されないこと	0.003mg/L 以下
有機りん化合物			検出されないこと	1 mg/L 以下

測定方法は平成15年3月6日環境省告示第18号(最終改正 令和2年4月2日環境省告示第46号)及び平成15年3月6日環境省告示第19号(最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号)による。

○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に基づく対策地域指定要件

(施行令第2条)

特定有害物質	指 定 要 件
カドミウム及びその化合物	(1) その地域の農用地で生産された米にカドミウムが 0.4mg/kg を超えると認められる地域 (2) 上記の土壌に含まれるカドミウムと同程度カドミウムを含み、その農用地で生産される米がカドミウム 0.4mg/kg を超えるおそれがある地域
銅及びその化合物	農用地（田に限る）の土壌中 125mg/kg
砒素及びその化合物	農用地（田に限る）の土壌中 15mg/kg 以上（特別事情 10mg/kg 以上 20mg/kg 以下で定める別の値）

検定方法は、カドミウム昭和 46. 6. 24 農令第 47 号、銅昭和 47. 10. 27 総令第 66 号、砒素昭和 50. 4. 8 総令第 31 号による。

(参考)

○農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準

(昭和 59. 11. 8 環水土第 149 号環境庁水質保全局長通知)

亜鉛	農用地の土壌（乾土）中 120mg/kg
----	----------------------